

『特定・特別医療法人の概要と 申請時留意ポイント』

目 次

医療法人に内在する出資持分リスク	1
特定・特別医療法人の承認件数と相違点	3
特定・特別医療法人制度の要件と改正点	5
申請時留意ポイント	8
新たな枠組み認定医療法人制度	10

医療法人に内在する出資持分リスク

1. 医療法人における出資持分リスク

医療法人制度は、医療機関の開設主体を法人化することにより、医療の永続性及び継続性並びに資金の集積性を確保し、これらをもって私人による医療機関の経営を容易にすることを目的として、昭和 25 年に創設され、現在、医療法人は、我が国の最も有力な医療サービスの提供主体となっている。

図-1 にあるように、医療法人の形態には、出資持分のある医療法人社団、出資持分のない医療法人社団、医療法人財団、特定医療法人、特別医療法人、また件数は公表されていないが、出資額限度法人と 6 種類におよび制度が複雑化してきている。

図 - 1 医療法人の種類と法人数

		内、特定 医療法人	内、特別 医療法人
医療法人社団	38,351	362	35
持分の定めあり	37,977		
持分の定めなし	374		
医療法人財団	403		

(厚生労働省より、2004 年度)

医療法人の多くの形態は、出資持分の定めのある医療法人社団であり、実に全体の 98% を占めている。出資持分リスクを抱えているのは、この出資持分の定めのある医療法人社団であり、出資者が退職や死亡といった理由で、出資持分の払戻し請求をした場合、請求された医療法人が保有する資産価値（いわゆる時価）に応じた払戻しをしなければならない。このため、長期にわたって健全な経営を続け、多額な内部留保を蓄積している法人において、億単位の巨額な支払が発生し、医療機関の経営が危ぶまれる事態が全国で生じている。

図-2 は、出資持分が、時価で何倍になっているか、アンケートを行なった結果である。10 倍以上の法人が、67.3% となっており、多くの医療法人社団が出資持分リスクを抱えていることがわかる。

図 - 2 出資持分リスクの実態：正味資産増加倍率

倍 率	法人数（件）	割合（％）
赤 字	20	3.9
0～1倍未満	24	4.7
1倍以上～10倍未満	123	24.1
10倍以上～50倍未満	135	26.4
50倍以上～100倍未満	50	9.8
100倍以上～500倍未満	128	25.0
500倍以上～1,000倍未満	16	3.1
1,000倍以上	15	2.9
合 計	511	100.0

2．配当禁止規定の存在が医療法人を危険にさらす

医療法人は、非営利として位置づけられているため、医療法第54条にて「医療法人は、剰余金の配当をしてはならない」と規定されている。一方で、モデル定款内に、「社員資格を喪失した者は、その出資額に応じて払戻を請求することができる。」と規定しているために、結果的に剰余金が蓄積されると、払い戻しの金額が増加するという状況が生まれてしまう。

また、出資金評価を引き下げる対策は、生前退職金の活用や後継者等への出資金の贈与・譲渡等非常に限られた対策しかない上に、多額な役員報酬の支給に対しては、損金不算入役員賞与の認定、高額な不動産賃貸料に対しては、配当類似行為に対する規制がされてしまうのである。

医療法第54条：「医療法人は、剰余金の配当をしてはならない」

モデル定款 第9条：「社員資格を喪失した者は、その出資額に応じて払戻を請求することができる。」

3．リスク回避の切り札、特定・特別医療法人

特定・特別医療法人は、各出資者が、出資持分を放棄することから始まるため、社員の退社または死亡時に、払戻請求が起こりえないため、病院経営の持続性が確保できる。

実際、当社で申請した病院の申請理由トップ1は、

「理事長が高齢で、出資金の時価評価が、高額となっているため、医療法人からの払戻し、及び相続の課税を回避したい」である。

では、次章で、以上のようなリスクを抱える医療法人が、何件、特定・特別医療法人の申請をしているのか解説する。

特定・特別医療法人の承認件数と相違点

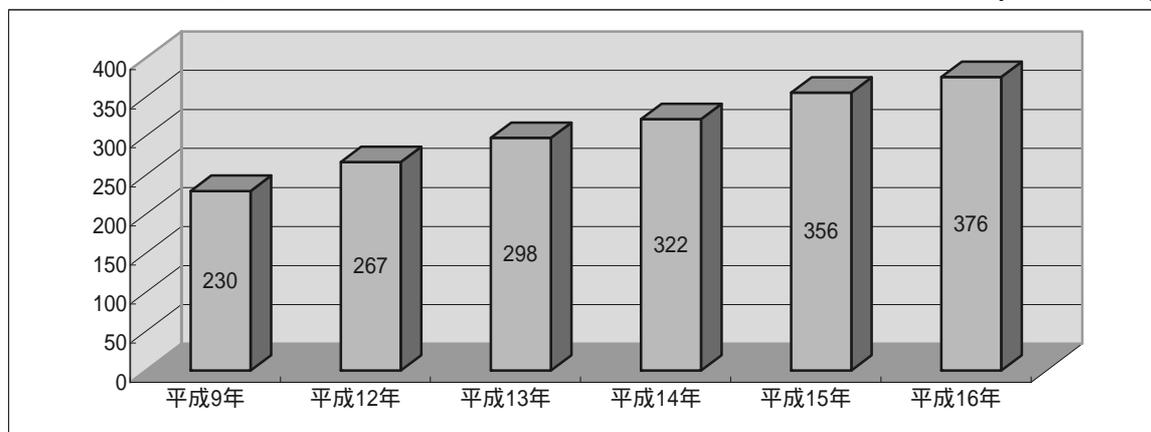
1. 現在の承認件数

(1) 特定医療法人承認件数の推移

全国データ

特定医療法人の承認件数は、平成 16 年 3 月現在 376 件。特別医療法人制度が創設された平成 10 年以後、年間 20 から 30 件ペースで増加している。これは、特別医療法人創設の際、出資持分に関するリスクがクローズアップされ、改めて税メリットのある特定医療法人が注目されたことによる。

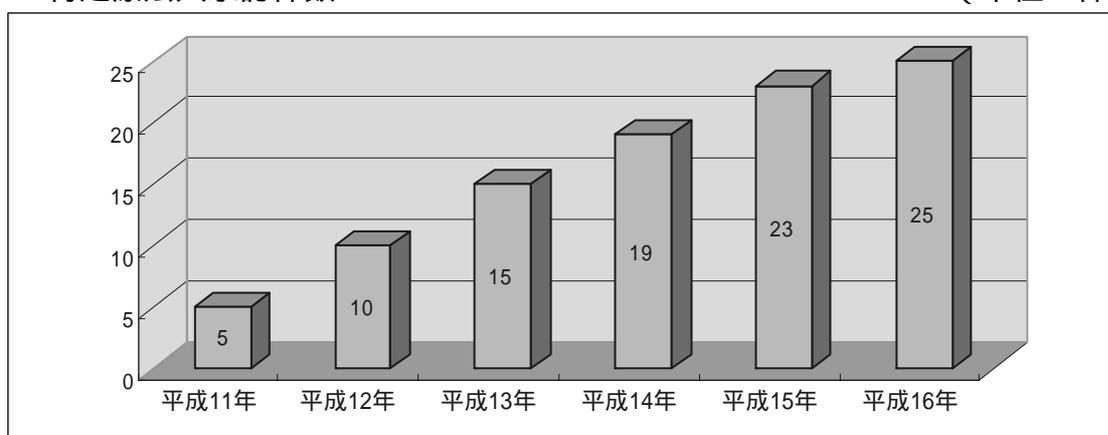
・特定療法人承認件数 (単位：件)



北海道内データ

道内の特定医療法人の承認件数は、平成 16 年 3 月現在 25 件となっている。

・特定療法人承認件数 (単位：件)



(2) 特別医療法人件数

全国データ

・平成16年3月現在 35件

北海道内

・平成16年12月現在 5件 5件とも特定医療法人との併用取得

2. 特定・特別医療法人の違いは何か

特定医療法人と特別医療法人の大きな違いは、特定医療法人は、国税庁長官の承認で税メリットがあり、特別医療法人は、都道府県知事の認可で、税メリットはないが、収益事業ができる点にある。

共通点は、特別医療法人の要件が、特定医療法人をモデルに作成されたため、出資持分の放棄、役員要件(同族3分の1以下)、解散時の残余財産等、酷似している。

特徴的な面では、差額ベッド割合について、特定は定めがあるが、特別医療法人はない。

種別 項目	特定医療法人	特別医療法人
種別要件	財団または出資持分のない社団	同左
根拠法	租税特別措置法第67条の2	医療法第42条第2項
承認・認可機関	国税庁長官	都道府県知事
法人税率	22%	30%(一般法人と同じ)
出資持分	放棄	同左
役員	親族関係者の数は3分の1以下	同左
病床要件	なし	あり
差額ベッド要件	割合30%以下	なし
自己資本比率	20%以上	30%以上
解散時の残余財産	国、地方公共団体または同種の医療法人へ帰属	同左
収益業務	できない	できる(全収益の20%以内)

特定・特別医療法人制度の要件と改正点

1. 特定医療法人の要件と改正項目

平成 15 年度税制改正において、約 40 年ぶりとなる特定医療法人制度の大幅改正が実施された。これにより、一般の医療法人から特定医療法人へ移行するためのハードルは、概ね低くなったといえる一方で、従前より承認後の条件徹底（国税局のチェック等）が強く求められるようになった。以下に、要件について、概略を解説する。但し、詳細について、省いている箇所もあるため、ご注意いただきたい。

（1）出資持分放棄の同意

原則として、出資者全員が放棄に同意し、放棄同意書に署名捺印していること。

（2）医療施設の要件

法人の開設する医療施設のうち一以上のものが、次に掲げる要件のいずれかに該当していることとなっており、40 床以上の病床を有していれば問題ない。

患者 40 人以上収容施設を有する病院であること。

救急病院等を定める省令（昭和 39 年厚生省令第 8 号）第 2 条の規定に基づき救急病院である旨の告示を受けている病院であること。

患者 40 人未満でも下記の専門病院に該当するものであること。

専ら皮膚科、泌尿器科、眼科、整形外科、耳鼻いんこう科又は歯科の診療を行う病院で患者 30 人以上の収容施設を有し、かつ、年間の診療報酬のうちに占める《社会保険診療報酬》に掲げる給付又は医療若しくは助産に係る金額の割合が 80% 以上であること。

（3）税務調査での非違

税務調査（過去 3 年間）において、重加算税が課されていないこと。税務調査において、大きな問題がないこと。

（4）医療法上の非違

直近の医療監視の結果で、指摘事項がないこと。ある場合は、早急に改善（医師の標欠等）が必要。

（5）社保診療報酬が総収入の 80%

社会保険診療に係る収入金額の合計額が、全収入金額の 80% を超えるものであること。

医療診療により収入する金額は、医師、看護婦等の給与、医療の提供に要する費用等患者のために直接必要な経費の額に 1.5 を乗じて得た額の範囲内であること。

(6) 役員等の構成及び組織について

理事の数は、6名以上

監事の数は、2名以上（内、専門家1名）

評議員の数は、理事数の倍数以上

定款に、理事、監事、評議員数（役員）のうち親族の占める割合は、いずれも3分の1以下とする旨の定めがあること。

同族の範囲は広く、役員婚約者、使用人（運転手等）も該当するケースがある。

(7) 特殊関係者への経済的利益、貸付の有無

・法人の役員に対し、他の職員と比較して、過大な報酬を支給する行為を禁止しているのはもちろん、法人から土地、家屋等を無料又は著しく低い賃料で借りる行為や、法人から金銭を借りる行為（長期的に、個人的な目的で）は、規制されている。

・MS法人との取引において、適正な報酬や、取引等かなり厳しいチェックがなされる。

(8) 理事・評議員等、役員に対する給与制限

医師も含めた給与規定が整備されていること。

また、医師等役員に対する給与については、年間の給与支給総額（すべての手当て額を含む。）が3,600万円を超えることはできない。

(9) 差額ベッド基準

平成15年度より全病床数に占める差額ベッド割合が、20% 30%

差額ベッド料金の上限枠は撤廃

(10) 残余財産の帰属について

解散時の残余財産が国、地方公共団体又は同種の法人に帰属すること

2. 特別医療法人の承認要件と改正項目

特別医療法人制度の要件緩和と収益業務に関する平成15年改正は、病床基準及び収益事業の範囲を拡大した一方で、自己資本比率要件が厳格化された内容となっている。

以下に、特別医療法人の要件を解説するが、特定医療法人と要件が重複しているため、特別医療法人特有の要件について解説する。

(1) 病床要件について（平成15年11月より要件拡大）

当該医療法人が開設する医療提供施設のうち、1以上のものが次に掲げる病床のいずれかを含む病院は診療所

専らがんその他悪性新生物、小児疾患若しくは周期疾患又は循環器疾患に関し、診断治療、調査研究並びに医療関係者の研修を行う病床（準ずるを含む）

専らリハビリテーションに関し、診断及び治療、調査研究並びに医療関係者の研修を行う病床（準ずるを含む）

救急医療体制において不可欠な診療機能を有する病床

精神病質、アルコールその他薬物による中毒性精神疾患、老人性精神疾患、小児精神疾患、頭部外傷による精神疾患又は合併症を伴う精神疾患に関し、特殊な診療機能を有する病床

治療方法の確立していない疾病に罹患している者を入院させ、当該疾病に関し、診断及び治療を並びに調査研究を行う病床

小児慢性疾患に関し、診断及び治療を行い、療養中の児童又は生徒に対して学級教育を行う施設が設置されているものの病床

専ら末期のがんその他悪性新生物の患者を入院させ、緩和ケアを行う病床

専ら結核後遺症に起因する慢性呼吸不全の患者を入院させ、診断及び治療を行う病床
病院または診療所の建物の全部または一部、設備、機械及び器具を勤務外医師又は歯科医師の診療、研究又は研修のために利用させる病床

平成 15 年 11 月から要件緩和

P 10・11 参照

に該当し、かつ患者数 40 人以上の収容施設を有すること、救急指定病院である旨を告示されたものであること、その他公益の増進に寄与する施設を有することのいずれか 1 以上を満たすものであること。

つまり、原則 40 床以上の病床が必要となる。

(2) 自己資本比率引き上げ

20%から30%へ引き上げ

(3) 収益事業について

収益事業については、承認要件となっていないため、申請時、特に実施しないとしても問題ない。ただし、収益業務を、定款に謳う場合には、直近に行なう業務に限られる。

< 実施する場合の添付資料 >

- ・ 事業計画書
- ・ 許認可取得の関係書類等

申請時留意ポイント

1. 特定医療法人申請前に整備すべき項目と留意ポイント

特定医療法人は、9月国税局に提出後、訪問審査がなされ、原則、この時点で承認要件を満たしていなければ受理されない。よって、訪問審査時に指摘を受ける項目を中心に解説する。

(1) 申請前整備項目と留意ポイント

- ・医師の標欠等医療監視で改善項目の指摘を受けている。改善
- ・税務調査にて、多額のまたは重大な修正事項が過去に発生した。事前に国税局に確認

(2) 経済的利益に関する留意ポイント

- ・理事長等役員、同族関係者への貸付金がある。解消後申請
- ・MS法人との取引基準が明確化されていない。過大取引の実態がある。賃料等の根拠作成及び取引の適正化。
- ・役員報酬改定議事録が未整備 過去からの議事録整理

(3) 各種規定に関する留意ポイント

- ・就業規則が改定されていない。改定
- ・給与規定が整備されていない。現行給与と整合性がない。整備
- ・退職金規定が整備されていない。整備
- ・診療報酬規定がない。整備
- ・診療報酬減免内規がない 整備

(4) 会計処理に関する留意ポイント

- ・車両通勤している職員の交通費 車両通勤者の基準で支給
- ・勤務実態がない医師への給与支給 支給停止
- ・出勤簿の未入力 特に医師に対して。給与台帳と突合されるため、整備
- ・退職金の精算等未処理項目がある 関与税理士と相談し、処理

2．特別医療法人申請前に整備すべき項目と留意ポイント

特別医療法人は、道庁保健福祉部医務薬務課で事前審査の後、保健所に提出する。よって、道庁とのやり取りが中心となる。ただし、承認後、国税局に特別医療法人の承認を得た旨を届出し、最終的に審査が通らなければ、出資持分の放棄に関する非課税の取扱が、なされなくなるので注意が必要である。

(1) 事前打ち合わせ

- ・病床要件の確認・・・病床要件に該当するか事前に確認
- ・医療監視結果の報告・・・不備の指摘を受けていた場合、改善後の状況報告をおこなう

(2) 書類チェックと収益事業の検討

- ・収益事業は、必ずしも実施する必要はない。
- ・あくまでも定款変更であるため、特別医療法人のモデル定款に基づいて新定款を作成すること。

(3) 特別医療法人固有の手続き～税務当局への届け出

設立の日又は定款等の変更がなされた日以後2月以内に納税地の所轄税務署長へ届け出をする。

その後、2年以内に国税庁による審査が行なわれ、問題がなければ国税庁長官の承認が得られ、最終的に出資持分の放棄に対して非課税となる。

特定は、大蔵省、国税庁、厚生労働省の覚書により、別途届出の必要なし。

新たな枠組み認定医療法人制度

厚生労働省は平成 16 年 12 月 10 日「医業経営の非営利性等に関する検討会」を開催し、地域住民の経営への参加や経営についての情報公開などを条件に、税制上で優遇する「認定医療法人」制度を創設する方針を固めた。以下に、その概要に付いて解説する。

1. 認定医療法人制度の概要

(1) 想定される認定医療法人メリット

- ・ 税制の優遇措置がある。(特定の税率である 22%以下を予定)
- ・ 住民や地域企業から寄付を受けやすいように税制上の措置がされる。
- ・ 医療機関の事業に充てることを目的に収益事業ができる。
- ・ 特別養護老人ホームの設置など介護福祉事業ができる。
- ・ 他の医療法人に対し、運営面・資金面で支援できる。
- ・ 有価証券としての債券(公募債)が発行できる。
- ・ 保有する現金について、リスク負担能力に応じた適切な分散投資を認める。
- ・ 特定の分野の医療を担う主体として、公的医療機関とともに位置づけられる。
- ・ 公的医療機関の経営を積極的に担うことができる。
- ・ 更なる理事長要件の緩和

平成 16 年 12 月 10 日第 3 回「医業経営の非営利性等に関する検討会」資料より抜粋

(2) 想定される承認要件

- ・ 株式会社など営利法人や個人からの資金の支援を受けている場合、名称等を開示。
- ・ 残余財産の帰属先は他の認定医療法人、国又は地方公共団体でなければならない。
- ・ 役員に対する報酬等の支給基準開示
- ・ 公認会計士等の財務監査。
- ・ 同一親族の占める割合が理事数の 3 分の 1 以下。
- ・ 評議員会の設置。
- ・ 住民に対し、事業計画や事業報告を公開。

平成 16 年 12 月 10 日第 3 回「医業経営の非営利性等に関する検討会」資料より抜粋

厚生労働省は、2006 年度に創設を目指しており、医療経営者からは、大きな関心が寄せられている。非営利とされながら営利企業と同じ 30%の法人税がかかる従来の医療法人とって、税制上の優遇措置のある認定医療法人は、大きな魅力である。また、収益事業のほか、特別養護老人ホームの運営もできるなど、今後幅広い事業展開が可能になることから、注目が集まっている。

別紙資料 1：拡大された特別医療法人の病床等要件

[病院に関するもの]

平成 13 年 5 月 16 日健政発第 529 号健康政策局長通知「へき地保健医療対策事業について」に基づくへき地医療拠点病院

昭和 52 年 7 月 6 日医発第 692 号医務局長通知「救急医療対策の整備事業について」に基づく次の病院

(イ) 病院群輪番制等に参加している病院

(ロ) 共同利用型病院

(ハ) 救命救急センター又は救命救急センターを設置している病院

平成 10 年 6 月 11 日健政発第 728 号厚生省健康政策局長通知「地域医療研修施設の整備について」に基づく地域医療研修施設

昭和 55 年 11 月 4 日医発第 1105 号厚生省医務局長通知「腎移植施設の整備事業について」に基づく腎移植施設

昭和 57 年 1 月 22 日医発第 85 号厚生省医務局長通知「老人デイケア施設の整備事業について」に基づく老人デイケア施設

昭和 59 年 10 月 25 日健政発第 263 号健康政策局長通知「共同利用施設の整備について」に基づく共同利用施設

平成 4 年 12 月 18 日健政発第 812 号健康政策局長通知「患者環境改善施設整備事業の実施について」に基づく患者環境改善施設整備事業実施病院

(ア) の特別措置等に関する法律(昭和 37 年法律第 88 号)第 2 条第 1 項に基づき指定を受けた地域を有する市町村の区域に所在する病院を除く。))

(イ) 周産期医療施設

昭和 54 年 7 月 27 日厚生省発医第 137 号厚生事務次官通知「医療施設等施設整備費の国庫補助について」に基づく次の病院

平成 6 年 6 月 23 日健政発第 495 号健康政策局長通知「研修医のための研修施設の整備について」に基づく研修医のための研修施設を整備する病院

訪問看護ステーション実施病院

在宅介護支援センター実施病院

平成 12 年 3 月 17 日厚生省告示第 67 号「基本診療科の施設基準等」に基づく緩和ケア病棟届出施設

外来患者の院外処方箋率が 30% を超える病院

精神保健福祉法第 19 条の 8 に基づく指定病院

平成 12 年 3 月 17 日厚生省告示第 68 号「特掲診療の施設基準等」に定める基準を満たす精神科デイケアを実施している精神病院

平成 4 年 7 月 27 日健医発第 902 号保健医療局長通知「精神障害者地域生活援助事業（精神障害者グループホーム）の実施について」に基づく精神障害者地域生活援助事業を実施している精神病院

精神保健福祉法第 50 条第 2 項に基づく精神障害者社会復帰施設を運営している
 昭和 57 年 4 月 16 日衛発第 360 号公衆衛生局長通知「精神障害者社会復帰適応訓練事業の実施について」に基づく精神障害者社会適応訓練事業を実施している精神病院

平成 12 年 3 月 31 日障第 251 号大臣官房障害保健福祉部長通知「保健所及び市町村における精神保健福祉業務について」に基づき実施される地域精神保健活動に協力支援している精神病院

病床数の 50%以上が療養病床である病院

[診療所に関するもの]

在宅末期医療総合診療科の施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出て、その在宅医療を実施している診療所

寝たきり老人在宅総合診療科の施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出て、その在宅医療を実施している診療所

基準病床数に比べて 10%以上病床が不足している二次医療圏内にある診療所
 過疎地域、離島等として指定された市町村に所在する診療所（当該市町村に病院が存在しない場合に限る）

病床数の 50%以上が療養病床である診療所

介護保険法の通所リハビリテーションを行うものとして指定を受けている診療所

訪問看護ステーションを実施している診療所

救急告示診療所又は休日診療、夜間診療等の救急医療を担う診療所

精神科作業療法、精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア又は精神科デイ・ナイト・ケアの施設基準を満たしているものとして地方社会保険事務局長に届け出ている診療所

院外処方箋の割合が 30%以上の診療所

参考資料2：特別医療法人が行うことができる収益業務の例

業種	業務内容	具体例
農業	耕種農業 畜産 園芸サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・野菜・果樹作農業 ・精神病院における作業療法の一環として行い、収穫した作物、牛乳等を販売する ・酪農業、養鶏業 ・患者が植樹、手入れをした病院内の庭園を外部に開放して入園料を収受する
林業		
漁業	海面養殖業	給食材料の調達、販売
製造業	物品製造業	<ul style="list-style-type: none"> ・介護用品、医療用物品の製造 ・病院、介護施設におけるノウハウを活かした介護用品、医療用品の製造
情報通信業	ソフトウェア業 情報処理・提供サービス事業 出版業 ニュース供給業	<ul style="list-style-type: none"> ・病院内のシステム構築及び設計のコンサルティング業務 ・電子カルテの情報管理、アドバイス業務 ・患者データの管理業務 ・医療技術の情報提供 ・院内危機管理の受託 ・院内情報誌の出版 ・パンフレットの作成 ・医療ニュースの作成
運輸業	タクシー業 貸し切りバス業 集配運送業	<ul style="list-style-type: none"> ・病院、介護保険施設から患者自宅までの送迎サービス ・企業の集団健康診断のための送迎サービス（バス内での健康相談を行う） ・自宅患者の生活必要物品を宅配し、併せて健康管理も行う
卸売・小売業	医療用具、介護用具の販売 食品販売業 医療用器械器具卸売業 寝具卸売業 医薬品卸売業 医薬品小売業	<ul style="list-style-type: none"> ・コンタクトレンズ、万歩計、紙おむつ、癒し系 CD の販売 ・病院内給食施設で製造するお惣菜等の販売 ・一般用薬品及び医療用品の小売販売、調剤薬局 ・診療所、病院に対する医薬品販売
不動産業	不動産賃貸業 不動産仲介業 貸家業	<ul style="list-style-type: none"> ・有料老人ホーム用建物を運営法人へ賃貸 ・病院に隣接する貸し別荘の賃貸 ・医療法人の遊休施設による駐車場業 ・タワーパーキングによる駐車場管理業 ・老人向け賃貸マンションの経営
飲食店、宿泊業	食堂、レストラン、バー 宿泊業 リゾートクラブ	<ul style="list-style-type: none"> ・院内食堂の経営 ・喫茶店の経営 ・病院隣接の高級ホテルの経営 ・温泉旅館の経営 ・リゾートクラブ内に医療施設を建設する

<p>医療福祉</p>	<p>療術業 医療に付帯するサービス業 健康相談施設 その他の保健衛生 児童福祉事業 老人福祉・介護事業 障害福祉事業 その他の社会保険・社会福祉・介護事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・温泉療法業・視力回復センター ・アイバンク、腎バンク、骨髄バンク、衛生検査所、滅菌業 ・検疫所 ・検査業、消毒業 ・保育所、託児所、児童相談施設、母子生活支援施設、知的障害児施設、母子福祉センター ・グループホーム、有料老人ホーム、ケアハウス ・身体障害者更生施設、身体障害者福祉ホーム ・知的障害者援護施設 ・精神障害者生活訓練施設 ・更生保護施設、社会福祉協議会、医薬品副作用被害救済、研究振興調査機構、婦人相談所
<p>教育、学習支援事業</p>	<p>特殊教育諸学校 幼稚園 専修学校、各種学校 社会教育 職業・教育支援施設 教育技能授業、学習支援業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・盲学校、ろう学校、養護学校 ・理容・美容学校、医療従事者養成専門学校 ・医学専門予備学校 ・医学専門図書館、通信教育による医学指導 ・診療報酬請求業務の教授、児童自立支援施設 ・スイミングスクール他スポーツ教室 ・管理栄養士による料理教室 ・フィットネスクラブ ・歯科衛生士養成所
<p>複合サービス事業</p>		
<p>サービス業</p>	<p>建築設計業 経営コンサルタント業 広告制作業 学術・開発研究機関 洗濯・理容・美容・浴場業 その他生活関連サービス業 娯楽業 廃棄物処理業 物品賃貸業 広告業 その他の事業サービス</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・医療施設（病院、老健）の設計、建築コンサルティング業 ・病院他医療施設のコンサルティング業 ・病院広告の作成 ・医学・薬学研究所 ・リネンサプライ業、寝具貸付、エステティック業 ・旅行業、旅行者代理業 ・家事サービス事業 ・物品預かり業 ・火葬・墓地管理業 ・冠婚葬祭業 ・結婚相談業、結婚式場業 ・映画館、劇場、ゴルフ場、テニス場他スポーツ施設提供業 ・テーマパーク ・し尿収集運搬業、浄化槽清掃・保守点検業務、ごみ収集運搬業、ごみ処分業、産業廃棄物処理業 ・総合リース業 ・医療機関の広告代理業 ・治験業務 ・商品検査業 ・民間職業紹介業、ビルメンテナンス業、警備業

（出典：2004年2月号「フェーズ3」）